

令和4年2月15日

## 令和4年度分国民健康保険税額及び標準保険税率の算定結果について

令和4年度分国民健康保険税額及び標準保険税率の算定を行いましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 算定の目的

国民健康保険は、平成30年度から県内国保加入者の医療費等を県内の全市町村で負担する（支え合う）仕組みとなりました。県も市町村とともに保険者となり、国保財政運営の責任主体として、国保運営の中心的な役割を担っています。

以来、県は県全体の医療費等を推計し、それを基に市町村ごとの標準保険税率等の算定を行い、各市町村はこれらを参考に保険税率を決定することとされており、国民健康保険法等に基づき、令和4年度分の国保保険税額及び標準保険税率の算定を行ったものです。

※標準保険税率とは、市町村ごとの保険税率の標準的な水準を表す数値として、県が算定するもの。

#### 2 算定結果の概要

大分県の一人当たり保険税平均額（年額）【医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分合算】

・令和3年度分算定①と令和4年度分算定②との比較

①令和3年度分算定 118,026円

②令和4年度分算定 124,340円

年額(②-①) +6,314円 (増減率+5.35%)

※市町村の決算補填目的の法定外一般会計繰入等を除く

#### 留意事項

- (1) 国のガイドライン等に基づき、国が示した係数等を用いて、県で算定しています。
- (2) 令和4年度に実際に賦課される保険税率は、標準保険税率等を参考に各市町村が決定します。
- (3) 別紙1の保険税額は、標準保険税率に基づき計算した一人当たり平均額で、実際の保険税額とは異なります。